公　示　送　達　書

佐世保市公告　　第　390　号

令和　8 年　11　月　12　日

佐世保市長　宮 島　大 典

下記の書類は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明であり、送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律第112条の規定により、地方税法第20条の2の規定を準用し公示送達します。

この書類は、佐世保市長が保管していますので、いつでも送達を受けるべき者の申出に応じて交付します。

記

送達する書類の名称	書類の送達を受けるべき者（氏名又は名称）
後期高齢者医療保険料　過誤納　還付通知書	松尾　紀久代
後期高齢者医療保険料　過誤納　還付充当通知書	河内　昭宣
後期高齢者医療保険料　過誤納　還付充当通知書	河内　昭宣
後期高齢者医療保険料　過誤納　還付充当通知書	貞包　義雄

(注意)

地方税法第20条の2の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。